協定項目	2	協議項目	合併の期日	檜山北部３町合併協議会資料

留　意　事　項

１．「市町村の合併の特例に関する法律」の期限は、平成１７年３月３１日までとなっており、同期限までに合併が行われない場合は、同法に基づく財政支援措置等は受けられないことになります。

２．期日決定のポイントとしては、上記１との関連を考慮しながら、

- ・住民との意見交換及び合意形成に要する期間
- ・住民生活への影響
- ・合併に予定される事務事業・公的行事との関係
- ・協議会の協議の進捗状況
- ・首長及び議会議員の任期
- ・合併時の事務処理及び引継ぎの利便性

などを総合的に勘案して判断し、期日を決めることが望ましいと考えられます。

※特に、窓口での住民サービスに支障をきたさぬよう、電算システム等の移行が無理なく行える日が望ましい。

３．なお、先進事例をみる限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺えます。

先　進　事　例

1月　1日	新潟県新潟市	新潟市、黒埼町	編入
1月 21日	東京都西東京市	田無市、保谷市	新設
2月　3日	広島県福山市	福山市、内海町、新市町	編入
3月　3日	茨城県水戸市	水戸市、常澄村	編入
4月　1日	岩手県盛岡市	盛岡市、都南村	編入
〃	兵庫県篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	新設
〃	茨城県潮来市	潮来町、牛堀町	編入
〃	香川県さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	新設
〃	沖縄県久米島町	中里村、具志川村	新設
〃	香川県東かがわ市	引田町、白鳥町、大内町	新設
〃	宮城県加美町	中新田町、小野田町、宮崎町	新設
5月 1日	埼玉県さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設
7月 1日	長野県飯田市	飯田市、上郷町	編入
9月 1日	茨城県鹿嶋市	大野村、鹿島町	編入
〃	東京都あきる野市	秋川市、五日市町	新設
11月 1日	茨城県ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設
〃	茨城県つくば市	つくば市、茎崎町	編入
11月 15日	岩手県大船渡市	大船渡市、三陸町	編入

参　　考

１．施行期日状況（左欄事例）

期　日	新　設	編　入
1月　1日		1
1月 21日	1	
2月　3日		1
3月　3日		1
4月　1日	5	2
5月　1日	1	
7月　1日		1
9月　1日	1	1
11月　1日	1	1
11月 15日		1

２．昭和 60 年度以降の曜日別集計

曜日	件数	曜日	件数
日曜日	4 件	木曜日	4 件
月曜日	7 件	金曜日	8 件
火曜日	16 件	土曜日	2 件
水曜日	3 件	計	44 件

【参考法令】 **合併特例法（抄）** 附則第２条抜粋	（失効） 第２条　この法律は、平成 17 年３月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。
第５条の２	（市となるべき要件の特例） 第５条の２　次の各号に掲げる処分については、平成 17 年３月 31 日までに市町村の合併が行われる場合に限り、地方自治法第８条第１項第１号の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の人口に関する要件は４万人以上とする。 (1)　地方自治法第７条第１項の規定に基づき市を設置する処分のうち市町村の合併に係るもの（次条の規定に該当するものを除く。） (2)　地方自治法第８条第３項の規定に基づき町村を市とする処分のうち市町村の合併により他の市町村の区域の全部又は一部を編入する町村に係るもの（当該市町村の合併の日に市とするものに限る。）
第５条の３	第５条の３　地方自治法第７条第１項の規定に基づき市の区域の全部を含む区域をもって市を設置する処分のうち市町村の合併に係るものについては、平成 17 年３月 31 日までに市町村の合併が行われる場合に限り、当該処分により設置されるべき当該普通地方公共団体が同法第８条第１項各号に掲げる要件のいずれかを備えていない場合であっても、同項各号に掲げる要件を備えているものとみなす。
附則第２条の２抜粋	（市となるべき要件の特例） 第２条の２　第５条の２各号に掲げる処分については、平成 16 年３月 31 日までに市町村の合併が行われる場合に限り、同条中「第８条第１項第１号」とあるのは「第８条第１項各号」と、「人口に関する要件は、４万以上」とあるのは「要件は、人口３万以上を有すること」とする。
地方自治法(抄) 第７条抜粋	（市町村の廃置分合及び境界変更） 第７条　市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。
第８条抜粋	（市及び町の要件） 第８条　市となるべき普通地方公共団体は、左に掲げる要件を具えていなければならない。 (1)　人口５万以上を有すること。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案について

経過措置

平成１７年３月３１日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成１８年３月３１日までに合併したものについて、現行の合併特例法の規定を適用する。

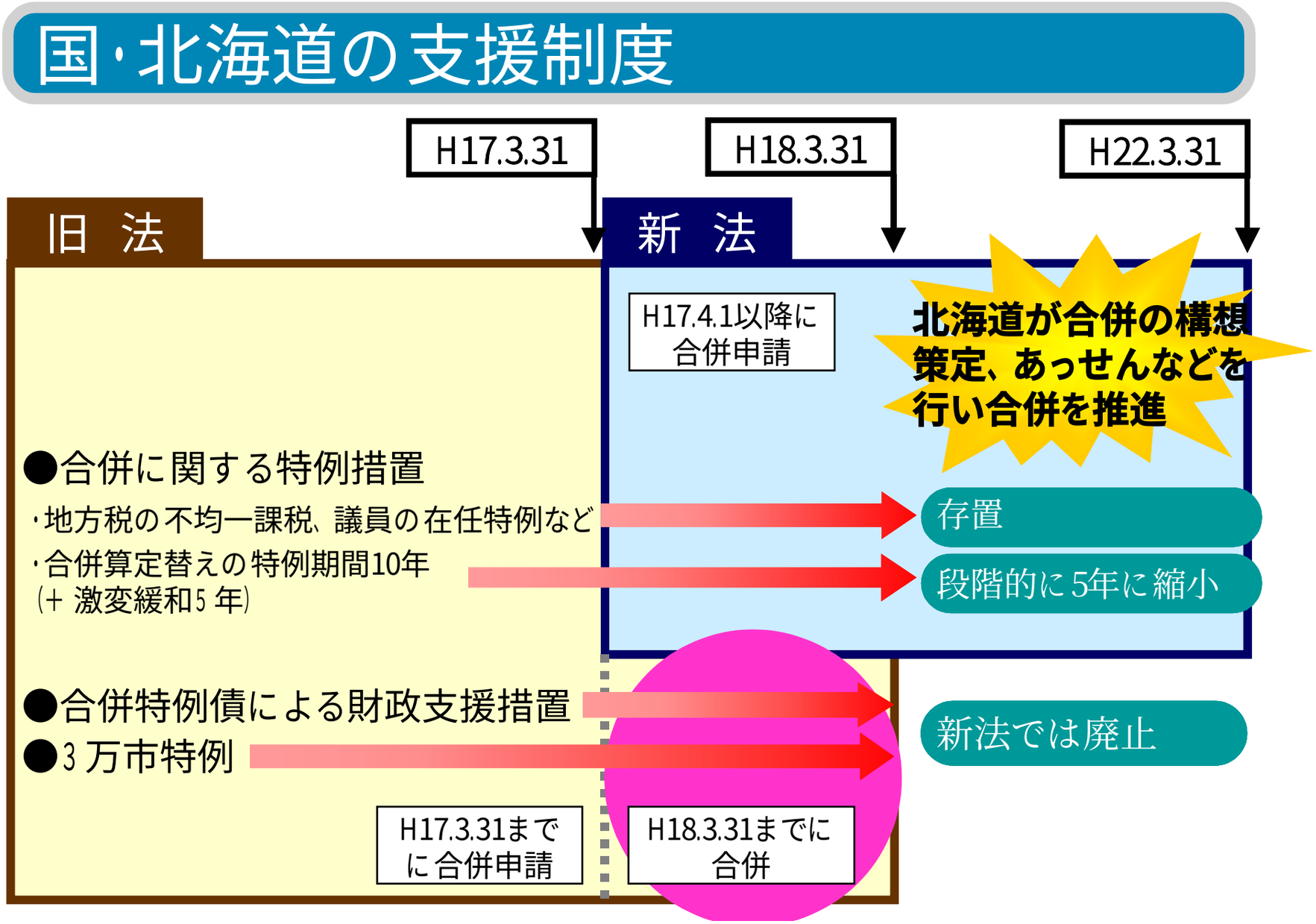

最近の合併事例における法的手続の状況

	西東京市 （新設）	潮来市 （編入）	さいたま市 （新設）	大船渡市 （編入）	さぬき市 （新設）	東かがわ市 （新設）	加美町 （新設）
合併協定書　調印	H12．8.10	H12．7.13	H12．9．5	H13．8.31	H13．8.20	H13．5.30	H15．1．8
市町村議会　議決	H12．8.11	H12．7.19	H12．9.25	H13.9.6、7	H13．8.23	H13．6．1	H15．1．9
合併申請書　提出	H12．8.16	H12．7.31	H12.10.10	H13．9．7	H13．8.29	H13．6．4	H15．1.10
総務大臣　　協議	H12．8.18	―	H12.10.12	―	H13．8.30	H13．6.13	―
総務大臣　　回答	H12．9.14	―	H12.11．1	―	H13．9.10	H13．7.31	―
県議会　　議決	H12.10．4	H12．9.22	H12.12.22	H13．9.19	H13.10.17	H13.10.17	H15．2.18
総務大臣　官報告示	H12.11.17	H12.12.11	H13．1.25	H13.10.16	H13.11.19	H13.11.19	H15．3.13
合　併　の　期　日	H13．1.21	H13．4．1	H13．5．1	H13.11.15	H14．4．1	H15．4．1	H15．4．1

【手続に要した日数】

合併協定書　調印
↓
合併申請書　提出
↓
県議会　　議決
↓
総務大臣官報告示
↓
合　併　期　日

調印から申請	６日	１８日	３６日	７日	９日	５日	２日
申請から議決	４９日	５３日	７３日	１２日	４９日	１３５日	３９日
議決から告示	４４日	８０日	３３日	２７日	３３日	３３日	２３日
告示から期日	６５日	１１１日	９６日	３０日	１３３日	４９５日	１９日

合併協定から合併期日までに要した日数	**１６４日（約５ヶ月半）**	**２６２日（約９ヶ月）**	**２３８日（約８ヶ月）**	**７６日（約２ヶ月半）**	**２２４日（約７ヶ月半）**	**６６８（約１年10ヶ月）**	**８３日（約３ヶ月）**

熊本県あさぎり町新町移行月日についての事前調査の各町村回答要旨（平成 11 年実施）

	４月１日とした場合	１０月１日とした場合
適当と思われる事項及び内容	・会計の区分が明確となる。 ・単独補助事業の切り替わりが年度で変わるので移行しやすい。 ・年度替わりであり、全てにわたり４月１日が良いのでは。（特に公募類作成について） ・学校関係では、現行年度区分がよい。 ・学校給食についても同上の理由。 ・社会教育関係についても、各種事業及び行事については、会計年度の関係から年度当初が良い。 ・事業の事務的流れから考えると４月１日が妥当と思われる。	・会計事務等について、ある程度落ち着いた時期であり、合併事務がスムーズに行くと思われる。 ・前年度事業が完全に終了しているので,事務的には移行しやすい。
問題点及び課題	・年度当初と合併のスタートが一緒になれば事務が混乱する恐れがある。 ・国・県等補助事業等、前年度分の事務事業が残っており、事務処理上問題である。 ・住民税について、申告書整理が終了していない。軽自動車税は設定直後で問題。 ・課税の統一について、国保税等の不均衡、滞納額の差異による不均一課税の問題点の方針決定、徴収体制の確立に支障があるのではないか。 ・新町予算編成の調整に時間を要する。 ・電算システムの統合・統一に関して困難な点があるので、プロジェクトチームによる方針決定が必要である。 ・工事の完了が年度末に集中している現状から、関連する事務内容と新町事務との併用が課題と考える。 ・学校関係について、４月当初は多くの事務処理を抱えているので、円滑な処理が課題。 ・合併前に関係町村の事業の調整（事業箇所、優先順位等）において密な協議等が必須条件となる。	・年度途中のため、予算・決算の事務が繁雑となる。 ・学校関係については、年度の途中であり混乱が予想される。 ・単独事業が年度途中であるので不都合をきたす。 ・当初予算作成が難しい。 ・特に公募類作成に関わる煩雑が予想される。 ・予算処理等において、決裁権者が変更になり、処理も違ってくると面倒になる。 ・建設事業関係について、年度途中でのスタートのため、十分な引継が要求されると考える。 ・補助金申請、契約等実施者の名称変更手続きが必要。 ・記載申請者の変更手続きが発生する。
選挙関係について	・首長については合併によりその身分を失うので、合併の日から５０日以内に選挙。 ・町村議員については、合併前の議決により特例法による議員の在任期間の特例措置（任期の最長２年間延長）の適用が可能。	・３町村長と町村議員については、任期が４月の統一地方選挙となっており、合併の日以前に任期が切れることから現行町村での選挙を実施しなければならない。

調整の内容（例示）

協　議　事　項	合併の期日	関係項目	
調整の内容	合併の期日は、平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。		

任　期

選挙名	任期	定数	大成町	定数	瀬棚町	定数	北檜山町
町　　長	４年	１名	平成 13 年 9 月 10 日 ～平成 17 年 9 月 9 日	１名	平成 15 年 1 月 29 日 ～平成 19 年 1 月 28 日	１名	平成 14 年 8 月 30 日 ～平成 18 年 8 月 29 日
町議会議員	４年	法定 14 人 条例 12 人	平成 12 年 7 月 20 日 ～平成 16 年 7 月 19 日	法定 14 人 条例 12 人	平成 16 年 4 月 27 日 ～平成 20 年 4 月 26 日	法定 18 人 条例 15 人	平成 15 年 4 月 30 日 ～平成 19 年 4 月 29 日
農業委員会委員	３年	12 人	平成 13 年 7 月 20 日 ～平成 16 年 7 月 19 日	13 人	平成 14 年 7 月 20 日 ～平成 17 年 7 月 19 日	16 人	平成 15 年 6 月 29 日 ～平成 18 年 6 月 28 日